

自動積立定期預金（たのしみ）規定

1.（預金の預入れ）

- (1) この預金は、毎月1回口座振替の方法により「積立定期預金」としてスーパー定期預金にて預入れられるものとします。なお、預入れ金額は1口1万円以上とします。
- (2) この預金の預入れは、口座振替の方法以外でも預入れができます。この場合は、必ず通帳を持参してください。なお、預入れ金額は1口100円以上とし、口座開設店のほか、株式会社滋賀銀行（以下「当行」といいます。）国内本支店のどこの店舗でも預入れができます。
- (3) 現金自動預入支払機による預入れについては、1口あたりの預入れの金額は当行の定めた金額の範囲内とします。
- (4) この預金は、総合口座取引における貸越金の担保とします。
- (5) この預金の預入れ口数は、当行が定めた口数を限度とします。

2.（口座振替による預入れ）

- (1) 口座振替による預入れについては、振替日、振替金額、引落指定預金口座等は別に提出された当行所定の口座振替依頼書に記載のとおりとし、その取扱は次によります。
 - ① 振替日には引落指定預金口座から指定金額を自動的に引落とし、振替預入します。
この場合、総合口座取引規定にかかわらず預金通帳および普通預金払戻請求書の提出は必要ありません。
 - ② 振替日当日が当行休業日の場合には、翌営業日を振替日とします。
- (2) 振替日に次のいずれかに該当するときは、通知することなくその月の口座振替は行いません。
 - ① 引落指定預金口座の残高が振替金額に満たないとき。
ただし、あらかじめ「口座振替による引落条件」を「総合口座の貸越限度まで」とされた場合は、振替後のお預り残高が零未満になるときでも総合口座取引規定に定める貸越限度額まで口座振替を行います。
 - ② この預金口座が障害者等の少額貯蓄非課税制度の適用を受けている場合で、振替によってこの口座の非課税貯蓄の最高限度額を超過するとき。
- (3) 振替日、振替金額、引落指定預金口座等を変更する場合ならびに口座振替のとりやめをする場合には、あらかじめ当行所定の手続きにより届出てください。

3.（満期日）

- (1) この預金口座を開設するときに、口座開設日より6か月以上2年までの範囲で初回満期日を指定してください。
なお、初回満期日および以後の毎年の応当日をこの預金口座の満期日とします。（この満期日を積立定期預金をとりまとめる「目標日」とします。）
- (2) 預入れの「積立定期預金」の満期日は、その預入日から最初に到来する目標日とします。
ただし、預入日から目標日までの期間が1か月に満たないときは、最初に到来する目標日の1年後の目標日を満期日とします。

4.（「積立定期預金」のとりまとめ）

目標日に満期日となったすべての「積立定期預金」は、あらかじめ当行所定の自動積立定期預金申込書で指定された「おまとめ定期作成型」と「自動解約型」のいずれかの方法によるものとし、その取扱は次によります。

- (1) 「おまとめ定期作成型」を指定された場合

①目標日に満期となったすべての「積立定期預金」は、これを取りまとめ、その元利金の合計額を預入額としてあらかじめ指定された1口の3年期日指定定期預金（ただし、預金額が300万円以上の場合には、3年スーパー定期預金）、1年スーパー定期預金または3年スーパー定期預金とし、自動的に総合口座の定期預金として預入します。

ただし、取りまとめた元利金の合計額が1万円未満となる場合は、その元利金全額を引落指定預金口座（普通預金）へ入金します。

②目標日に満期となった「積立定期預金」の元利金の合計額を預入する総合口座の定期預金が、障害者等の少額貯蓄非課税制度の適用を受けている場合で、その預入により非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるときは、総合口座の定期預金へ預入することなく、その元利金全額を引落指定預金口座（普通預金）へ入金します。

(2) 「自動解約型」を指定された場合

①目標日に満期となったすべての「積立定期預金」は、これを取りまとめ、目標日に自動解約します。自動解約した元利金は、自動解約入金指定口座（普通預金）へ入金します。

ただし、自動解約する金額を指定されたときは、指定金額を自動解約入金指定預金口座（普通預金）へ入金し、残額をあらかじめ指定された種類の総合口座の定期預金として自動的に預入します。なお、指定できる金額は1万円以上100万円以内とします。

②自動解約する金額を指定された場合で、自動解約した「積立定期預金」の元利金が指定の金額に満たない場合、またはその元利金から指定の金額を控除した残額が1万円未満となる場合は、その元利金全額を自動解約入金指定預金口座（普通預金）へ入金します。

③自動解約した「積立定期預金」の元利金から所定の金額を控除した残額を預入する総合口座の定期預金が、障害者等の少額貯蓄非課税制度の適用を受けている場合で、その残額の預入によりその非課税貯蓄の最高限度額を超過することとなるときは、総合口座の定期預金へ預入することなく、所定の金額とともにすべて自動解約入金指定預金口座（普通預金）へ入金します。

5. （「積立定期預金」の利息）

(1) 「積立定期預金」の利息は、おまとめ定期作成日または解約日にスーパー定期預金規定により支払います。

(2) 「積立定期預金」のうち、預入期間が2年以上の預入分の利息は、預入日から1年後の応当日を中間利払日とし、スーパー定期預金規定により支払います。なお、この中間利払利息は、自動的に「積立定期預金」に預入します。

(3) 利率は、当行所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れされる預金から適用します。

6. （届出印鑑）

このスーパー総合口座（普通預金）の届出印鑑を「積立定期預金」の届出印鑑として取扱います。

7. （預金の解約、書替継続）

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに口座開設店に提出してください。なお、元金300万円以下の場合は口座開設店以外の当行国内本支店にもお申し出いただくことができます。

(3) 「積立定期預金」の解約については、解約する預金を指定せずに「積立定期預金」の預金残高の一部に相当する金額で払戻すことができます。

この場合、お預入れの預金1口ごとの元本累計額が当行所定の払戻請求書記載の金額に達するまで、払戻の直前にお預入れの預金より遡る順序にて解約します。

なお、この解約の際、最後に解約する預金の金額によっては、実際の払戻額が払戻請求書記載の金額を超える場合があります。

- (4)前2項の解約または書替継続の手續に加え、当該預金を解約または書替継続することについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときは、この確認ができるまでは解約または書替継続を行いません。

8. (規定の準用)

この規定に定めのない事項については、総合口座取引規定およびスーパー定期預金規定により取扱います。

以 上

(2020年4月1日現在)